

日本文化における伝統的なもの—先祖祭祀を事例にして

中 筋 由紀子

Yukiko NAKASUJI

(日本文化選修)

0 : 問題意識として

筆者は、1997年に、東京都中野区のある寺院の檀家を対象に、その先祖祭祀のあり方を調査したことがある。その折、都心への通学・通勤者の住む単身アパートが多い中野区のような都市部においても、先祖から受け継いだ家を永続させたい、という願いや、先祖祭祀や日常のつきあいの上での本家分家という意識があることを知った。

ところでこのような意識のあり方を、そのまま即ち先祖や家についての伝統的なあり方や意識の残存、あるいは存続であると考えてもよいものだろうか。言い換えるならば、我々の生活の中の、一見近代的と見えない様々な振る舞いや意識のあり方を、それが即ち、近代以前の振る舞いや意識のあり方が変化しないままに残存・存続しているもの、即ち「伝統的な」あり方であると言えるのだろうか、ということが、ここでの問題意識である。

「伝統」と言われるものが、近代化の中で、創出されるものであることは、既に様々な文化研究において指摘されていることである。例えば、E. ホブズボウムは『創られた伝統』の序論において、「『伝統』とは長い年月を経たものと思われ、そう言われているものであるが、その実往々にしてごく最近成立したり、また時には捏造されたりしたものもある」(E. J. Hobsbawm & T. Ranger 1983 :p9) と述べている。もっともホブズボウムの「創られた伝統」という問題意識は、旧来のあり方が急激な社会変動によって風化・解体しつつある中で、それが包括的な擬似共同体と彼が言うところの国家や民族の、社会的結合やそれへの帰属意識を確立、あるいは象徴化するものである、という点へ大きく関心を払うものであるが、「創られた伝統」という概念自体は、こうした機能に限定されない外延を持つものである。

そこで、ここでは先祖祭祀を事例にして、死をめぐる文化における「伝統的なもの」のあり方について、考察してみたい。まず、中野区の先祖祭祀調査で見いだした「伝統的なもの」について述べ、次に、「伝統

的な先祖祭祀」についての研究を見てゆく中で、先祖祭祀を一つの文化現象として捉える際の方法論について考察する。そして最後に、先祖祭祀において、より「伝統的」な形態を保持していると思われる近郊農村を事例にとって、「伝統」というものを文化の中に見いだそうとする視覚のあり方について考察することにした。

1 : 都市寺院の檀家調査—いわゆる「伝統」の発見

ここで取り上げる調査は、筆者が1997年に、東京都中野区の真言宗S寺の檀家に対して行った、調査票とインタビューによる調査である。

この調査は、現代社会において、先祖祭祀や「伝統的な」家のあるべき姿に関する意識が、どのように変化しているのかを知ることを、目的とするものであった。都市寺院の檀家を調査対象としたのは、変動の最も激しい地域を取り上げることで、こうした意識の変容の将来にわたる趨勢を考察したいという意図によるものである。この調査は次のような仮説のもとに行われた。

この仮説は先祖祭祀に関する柳田國男の考え方をもとにして構成されたものである。柳田は、『先祖の話』の中で、戦時中の膨大な戦死者と共に、戦後に見込まれる移住の増加が、跡継ぎの継承による家の永続を不確かなものにし、無縁の靈魂を多く生起させることで、家の永続性の象徴たる先祖祭祀を、風化させることを危ぶんでいた。柳田の危惧は次のような三つの考え方の上に成り立つものである。まず第一に、先祖祭祀は、世代を超えて家長夫婦によって継承されてゆく家の永続性を、象徴化するものであること。そして第二に、家は、家長が統率する生産・労働組織として、成員の生活を保障するものであると共に、成員の死後の祭祀を保証するものでもあったこと。柳田はこれを血食の思想と呼ぶ。これはつまり、先祖祭祀とは、家長夫婦によって主宰される家単位の祭祀であり、家以外にはこれを担当するものがないということである。そして第三に、各々の家が家督としての土地を所持し、こ

れを継承してゆくことが、家の永続性を確かなものとする要件であったこと、この三点である。

そこでこの調査における仮説は、次のようなものとなる。即ち、家の移住の増加は、人々が実態として、代々土地についての職業を継承することがなくなり、かつまた生産・労働組織としての家が解体することである。このような現象を伴う家の移住を、「家移動」とここで呼ぶことにしよう。この「家移動」の増加は、家が跡継ぎに代々継承されていくことで保証されていた、家の成員の死後の祭祀を、不確かなものとしてしまうのではないかと推測するのである¹。そこで都市寺院の檀家を対象として調査する際に、各々の檀家を、その家の移住の体験の違いによって分類することで、グループごとの意識のあり方の違いを見いだせるのではないかと考えた。即ち、代々その土地に定住してきた層か、またはどこかから転入してきた層か、更には一旦そこで寺院の檀家となった後でどこかへ転出した層か、等という違いによって分類すると、分類のグループごとで、家や先祖祭祀のあるべき姿に関する意識の違いが出てくるのではないかと、ということ調査したのである。

調査の方法は、調査票とインタビューによるもので、まず調査票によって各々の家の「家移動」の体験を尋ねると共に、家や先祖祭祀のあるべき姿についての意識を質問する。そして後に調査票をもとに、回答者の幾人かにより詳しくその意識のあり方についてインタビューするというものである。調査対象地中野区は、関東大震災前後に急速に都市化された都市周辺区である。明治末から大正期にかけて、近郊農村から、工業従事者や、軍人・公務員、自由業者などの住む宅地へと変貌し、戦争を経て昭和20～30年に爆発的な人口増加を見、現在では都心への通勤・通学者の住む単身アパートが、世帯数の半分をも占める。調査対象寺院は、創建が16世紀の半ば、明治までは近くの神社の別当寺として無住であったが、こうした変化に沿って、震災前後に檀家数を増やし、戦後さらに大きく増加して現在約250軒余りである。檀家は中野区を中心に、周辺の杉並区などに点在している。調査票回答者は、核家族と大家族がほぼ半々の構成で、殆どが持ち家居住者であり、会社・工場への勤務者と並んで自営業者の比率が高いという人々である。

この調査では、まず調査票調査において、「家移動」ということを次のように指標化して捉えようと試みた。まず、調査票を、檀家ごとに配り、各々の家の当主から、その父、祖父まで遡って、学歴・職歴・地域移動について質問し、その回答に従って、回答者を分類した。分類は、世代間で体験した地域移動の距離を基礎として、次の5つに分類した。中野区定住層、中野区転出層、東京23区流動層、東京市部・関東周辺県からの移動＝近距離移動層と、それ以外の地域からの

移動＝遠距離移動層である。また移動者の場合、祖父、父、本人という移動世代による違いをクロスして、計9つの類型に、回答者を分類した。即ち、近距離・祖父移動、近距離・父移動、近距離・本人移動、遠距離・祖父移動、遠距離・父移動、遠距離・本人移動、中野区定住、中野区転出、23区流動である。この類型を、その移動の仕方等から次のように、定着度について考察することができる。

まず中野区定住層は、かつての地主等が多く、かつ現在も彼らがアパート・マンション経営などに携わることなどから、最も定着度が高いと考えられる。すると、次に定着度が高いと思われるのは、この中野区定住層の分家の多い中野区転出層、またいわゆる出郷体験のない23区流動層であろう。そしてさらに次には祖父の代に既に高学歴でホワイト・カラーの職を得て移動している、近・遠距離祖父移動層が、位置づけられるだろう。一方、遠距離父移動層は、山口・鳥取・佐賀県の西日本遠方、あるいは北陸・東北からの移動が主で、中野区に来る前に、芝・目黒区など都内を経由している例が多く、また一旦中野区に住んだ後、江東・足立区などに転出する例も多いこと等から、最も流動性の高い層と考えられる。そこで以上より、類型定着度の高い順に次のように順位づけることができるだろう。即ち、定住一転出・23区・近祖・遠祖一近父・近本・遠本一遠父である。

これらの類型は、先祖祭祀に関しての儀礼の実施度としては、例えば仏壇へのお供えは7割が、墓参も何かの折に8割以上が行うとかなり高い。つまり実態として有意な差を見いだすことは困難である。ところが、意識についての質問においてはかなり有意な差を見いだせるのである。例えば文末の表①、表②を参照してもらいたい。(表の作成に当たっては、見やすいよう、定着度によって分類した上記の類型を更に大きく二つに再分類してある。)いわゆる「伝統的な家」のあるべき姿を志向する回答は、表①においては、老後は長男夫婦と同居したい、という選択肢、表②においては跡継ぎがいなかった場合、養子・婿養子を取って跡を継がせたい、という選択肢であるが、いずれもより定着度の高いグループにおいて、流動性の高い家のグループより多い比率で、その回答を選択している。

もっともその一方で、流動性が高い家群においても、子供と同居しなくても援助はしてほしい、という回答や、あるいは跡継ぎはなくてもお墓だけは誰かに見てほしい、という回答をかなりの比率で選んでいる。また個別の票を見てゆくと、跡継ぎがない場合、家が絶えても仕方がない、と回答したケースでは、跡継ぎが同居しているが婚出した娘であったり、等、将来の墓の守り手について、不確かである場合が多く見られる。

また先に触れたようにこの調査では、「伝統的な」同

族団関係の残存あるいは存続と見なせる家同士の関係が見いだされた。例えば定住層等では、本家・分家という位置づけが認識されており、日頃から親しく付き合っている、という回答も見られた。その一方で、本家・分家という差別の意識は希薄化して、次第に親戚づきあいと区別の付かなくなってきている様子が見られる。また、本分家の関係については、日頃から親しく付き合っている、という回答が、分家の側に多く見られる一方で、本家の側に見られない、というような、現在のつきあい方に対する評価の違いが見られた。

更にインタビューにおいては、代々の定住者層において、伝統的な家や先祖祭祀のあり方を志向する様々な意識を窺うことができた。例えば、代々米穀商を営む家の当主の、家や店は自分のものではなく「ご先祖のもの」で、「僕は流れのなかの一つ」という言葉や、あるいは元名主の家で現在マンション経営等を営む女性の、「間違ったことをしなければ、ご先祖様がきっとたすけてくれる」という言葉などである。ところがその一方で、「伝統的」ではないと見られる家族のあり方についての意識もまた同じ人々に見られるのである。例えば、先にその言葉を引用した米穀店主は、一方で、商売も「親父のやり方ではもうやっていけない」し、また自分の息子が好きな道に進み、もう商売を続けないだろうことを容認する言葉を述べているのである。

さて、この調査においては、都市寺院の檀家においても、本家分家という同族団関係の存続を見いだせる一方で、こうした同族団関係を包含する、家や先祖祭祀の「伝統的な」あり方についての意識が、その家の体験した・または体験しつつある「家移動」によって、影響されている様子も見ることができた。しかしながら、ここで更にこの結果を、次のように問い直してみたいのである。即ち、ここでいわゆる「伝統的」と見える同族団のあり方や、先祖祭祀や家のあるべき姿についての意識は、かつてあったものと同じものであろうか。またそれが例えば各々の家の「家移動」の体験や将来の永続性への見込みの確かさによって影響されるものであることは、現代的なことであろうか。そこで次には、伝統的な家や先祖のあり方についての研究を取り上げて、そこに描かれた「伝統的なもの」と現代文化との違いを描き出すと共に、そうした差違を見いだしてゆく研究者の視角と方法論について考察したい。

2 : 「伝統」を捉える視点① 有賀喜左衛門

ここで取り上げたいのは有賀喜左衛門の「不幸音信帳から見た村の生活」である²。不幸音信帳とは、葬儀を出した家が、弔問に来てくれた人々の香典について記録したものである。合力を受けた人々を記録し、後にそれ相応の返しをする目的で作られたものであり、

これを見ることで、贈られた物品の変遷やその家のつき合いの範囲等を知ることができる。有賀は、この帳面をもとに、葬送儀礼をめぐる家や村のあり方を次のように描き出すのである。

有賀によれば、村落では葬儀を執り行うのは「喪家の主人であるというより、むしろそのために組織されている仲間である」(有賀1948 : p210)が、この仲間には、同族団を中心とする場合と、組を中心とする場合とあるという。単純化して述べるならば、同族団とは、家と家とが相互の生活扶助のために結合する場合、本家分家という上下の関係に結合する組織のあり方であり、組とは、相互に平等に結合する組織のあり方である。葬式仲間がこのいずれになるかは、村の日常生活組織のあり方において、そのいずれが優勢かによるのである。

例えば、有賀は、葬式仲間が組によって結成されている例として、昭和九年の資料に基づく上伊那郡朝日村大字平出の葬儀を取り上げる。この描写を見ると、葬儀の中で同族団の関与する部分は、旧親分株の家の者がいる場合にそのものが担当する、葬儀の統制進行を行う「帳場」の係(なければ組で字の書ける者が担当する)と、肉親と子分のみが関与する、湯灌から入棺までの操作である「死体取扱方」の二つである。それ以外の役目、例えば、遠方の近親知己に対する通報である「知らせ」、寺との交渉や、葬具を借りたり買い整えたり造ったりする「寺方受持・葬具用意方」、弔問客への膳部を整える「板の間」、「穴掘り」、弔問客に対する「接待」等は、組の者が各家から何人か、あるいは一家をあげて手伝うのである。

さて有賀によれば、このような組結合を根幹として運営される葬儀の例でも、同族団は存在して親分の力は微力ながら取り入れられている。また有賀は、一家のオーヤ(親分)が村内の殆どすべての子方の生活一切を、補助しまた指導する例として、岩手県二戸郡荒沢村石神の葬儀を例に取り上げる。そこでは食器・畳・葬具などの道具や、米などの食料の不足分をオーヤが融通するのである。また有賀は、下伊那郡生田村福与においても、明治維新以前は一人の親方の支配に属していたことを指摘するが、そうした記述からは、有賀が生活組織のあり方の古い形として、一人の親分が村の子方の生活組織を取り仕切る形態を想定していたのではないかと、推測されるのである。

また有賀は、「生団子」、ホトケショイ等と通称される、「一種の賤民扱い」される家筋が、かつて村落内にあって、死人の葬式その他を取り扱ったことを述べる。特に穴掘りの役目にこの伝説が残っており、死穢を払う呪術が残っていたりするという。ここで有賀が指摘するのは、この役目が、葬儀全般を運営する村落の互助集団によって引き継がれたことである。有賀はこうした現象を「念仏供養が死霊への畏怖を完全に払拭す

るに至った日本宗教史上の大変革」(前出:p231)であったと述べ、葬式仲間の成立は「埋葬にのみ従事して賤しめられた特殊な家を村生活の中に融解してしまった」(前出:p231)というのである。

こうした有賀の記述を見てみると、有賀が葬儀の運営組織の変遷から、村落における生活のあり方の変遷を、次のように捉えていたことが分かる。即ち、かつて一人の親分に統率され、身分の上下のあった村の生活が、次第に家を単位として平等に結合する組結合へと変遷してきたというものである³。ホトケショイ等という家の存在や、あるいは子方の葬儀一切を援助し、また指導した親方という同族団の上下関係は、次第に家々が各々独立し、平等に結合する生活組織のあり方へと変遷する中で、解体していったのである。また有賀によれば、組結合の葬式仲間による葬儀は、「個々の家計を根拠として挙行される」(前出:p250)のであり、その点が、親方による援助の行われる同族団を中心とする場合とは異なっている。

ところで有賀は、こうした葬儀の変遷を描き出した後に、論考を現代のあり方への批判として結んでいる。まず有賀は、葬儀という事例を取り上げたのは、次のような理由であると述べる。即ち、葬儀というのは、婚礼や出産等と異なり予期できないので、その為とりわけ仲間の協力が必要となる。従って、「今日のごとく生活の多くの面において私経済が確立してきても、葬儀の古い形の協力が比較的多く残っている」(前出:p244)のである。そしてこのような古い形を取り上げたのは、こうした協力にあった利点を「敗戦後の今日」においては失ってしまったからである、という。その利点とは、有賀によれば次のようである。即ち、「彼ら(葬式仲間)はその家の社会的地位や経済に応じてだいたい誤りなく(葬儀を)運営してきたのであって、例えば同族団を中心とする葬式仲間において、有力な親方が子方百姓の葬儀を指揮するのといくらも変わらないくらい」であったというのである。それが戦後においては「食料を持たぬ家では葬儀のためにその後の生活に非常に困っているというのをしばしば見る」。それは有賀によれば、人が「多く集まれば無責任な気持ちになる」からであり、「個々の人が他に対する同情を持つだけの心のゆとりが」なくなっているからである。

更に有賀は、こうした現代の葬儀の欠点は、私経済が発達していながら、葬儀においては家の主人の力が弱い為、換言すれば、新しい生活条件になっても村の生活ではそのやり方をこれに適應させることがなかなかできないからである、と指摘する。即ち、有賀にとって、彼が描き出した「伝統的」な村や家の生活のあり方は、それが生活の互助組織として、その時代の生活条件に適應するものとして成立しているものなのであり、それが時代の変化によって変遷してゆくことは、当然かつ必要なことと認識されていたのである。

3 : 伝統を捉える視点② 戸田貞三

さて以下では、以上に取り上げた有賀左衛門が、葬儀の運営組織という事例から「伝統的」な家や村のあり方を描き出した時の、視角と方法論について考察したい。ところでここで有賀の方法論をより明示するために、比較対照として、同じように「伝統的」な家の生活を古い資料から描き出した、戸田貞三の論考を取り上げてみたい⁴。

ここでは戸田が、近代以前の家族について取り扱った論として、「宗門帳に於て観られる家族構成員」という論考を取り上げたい。戸田は、宗門人別帳を資料として幕末頃の日本の家族のあり方を描き出そうと試みるのであるが、この作業に入るに当たってまず、家族について、次のように考察する。

戸田は、「家族とは如何なる生活事実を示す言葉であるか」と問い、家族の属性として一般的に取り上げられる血縁関係や、民法や戸籍上の規定では、生活事実としての家族を捉えられない、と述べる。戸田は、更に一般的な家族の考え方として「近親者が永続的に共同する意味を以て形造って居る生計単位としての世帯」(戸田1939:p56)という考え方を取り上げ、この考え方こそ、一般に「一家を構える」等の語で示されるような「家」というものを捉える言葉であるとする。戸田は更にこの家族の規定に、「感情的に内心に於て強く接近している」という性質を加え、この規定によって、世帯内の使用人、同居人を、「一時的な同居人」で、家族構成員とは見なされないと述べる。

さて、戸田は以上のような規定に基づき、宗門人別帳が、比較的正確な常住人の調査であることをもって、当時の家族構成員を明らかにすることのできる資料であるとする。戸田はまず承応三年の信濃国野沢村之内原村の人別帳を取り上げ、そこに見られる家族構成員を次のように分析する。人別帳は、村に於いて独立に一戸を構えていると認められている単位ごとに構成されているが、その一戸の記載の中に、本屋(母屋)と別に「門屋」「そへや」なる建物に居住する人々があることが見いだされる。戸田は、こうした人々が、本屋に居住する本百姓と、おそらく族的関係を持っていたであろうがそれは明らかでないという点、また本屋とは別の職を持ち本屋の一家と同財ではないと思われる点から、独立した一個の世帯とは見なせないながらも本屋の家族構成員ではないとする。そこで戸田は、本屋に居住する本百姓の世帯のみ取り上げて、その家族構成員を統計学的に分析するのである。すると、いわゆる核家族構成員である世帯主夫婦とその子が、村の全家族構成員148人中の8割を占めていることが明らかにされる。また世帯主の傍系親(叔父、伯母等)は、わずか4人となるのである。

次に戸田は、より幕末に近い頃の、東北・関東・近

畿・北九州地方の人別帳を順に取り上げて、次のように分析する。即ち、その地方ごとの家族の構成員を、世帯主に対する家族員種別に（例えば子の配偶者、甥姪、伯叔父母等）指数化して、これを現代の家族の同様の指数と比較するのである。これを表にした結果から、戸田は次のように結論する。即ち「家族員の種別は地方的に多少の差があるのであるが、現代の家族も江戸時代末期頃のそれも、同一地方に於けるもの丈に就いて観るならば、その成員の範囲に大差はない」（前出：p78）。戸田によれば、日本の家族は、現代においても過去においてもその構成員に、いわゆる核家族以外の構成員を含んでいるのであるが、その多くは世帯主の直系親である。それは「我が国民が家族的伝統の連続を尊重し、家系の永続を重んじ、その為に家系継承の地位にある者とその父祖との共同を要求しているからである」（前出：p79）。一方、世帯主の傍系親は、現在でも全家族の1割未満で、宗門帳では3割近いばあいもあるが、それは分家の創立・移住・家の外の産業機関への加入の困難な時代状況によるので、戸田によれば、それは本来の姿ではない。

さて、以上のような戸田の分析を、有賀のものと比較してみたい。すると戸田の方法の特徴は次のようなものであると思われる。即ち、第一は、戸田の家族の定義である。『家族構成』を見ると、戸田はこのような家族の定義を、欧米の家族社会学における家族の規定を批判しながら構成していることが判る。即ち、戸田の方法論は、そもそも一方で日本の現代の家族を捉えようとするものでありながら、その一方で欧米等の家族のあり方とそれを比較することができるような、共有化できる枠組みに基づいた定義をなそうとする意図に基づくものと言えるだろう。第二に、戸田の方法の特徴は、データを数量化し統計的に処理している点である。そして第三の特徴は、戸田が、社会学の対象としての家族を、経済的あるいは政治的な性質と別個の独立した観点から、明らかにしようと試みている、という点である。戸田が「感情融合」というような言葉によって、家族の結合の内容に注目するのは、この第三の特徴に基づくものであると考えられる。

さてこれらの戸田の方法論は、資料の読み方を有賀とは異なったものとし、二人を日本の「伝統的」な家という問題に関して、違った結論へと導いたと思われる。

戸田にとって、「伝統」とは、統計的なデータに表れてきた実態としての家族のあり方を、時代や地域の違いという様々な条件による違いをコントロールし、欧米のものと比較する中で、差違として見えてくるものである。即ち、社会普遍的に、また歴史普遍的に存在する家族という集団を、社会的に定義し、それを尺度として日本の家族の統計的な特徴を明らかにし、それを説明するものとして、「伝統」の存在が指摘される

のである。換言すれば、「伝統」とは、戸田にとって、社会普遍的に存在する、社会学の対象としての家族と、時代ごとの状況によって左右される家族の統計的な実態との間に、その二つを明らかにすることによって、残余として立ち現れてくるものなのである。

しかしこのような「伝統」は、家族の実態にさほど大きく影響を与えるものではないと戸田は考える。例えば戸田は、その主著とされる『家族構成』の中で、大正九年の第一回国勢調査を抽出した資料を基にした分析によって、日本の「伝統的」家族と見ることのできる直系親三世代以上よりなる家族の、全家族数中に占める割合は、寿命等の条件に差のない限りは、主として平均初婚年齢によって規定されていることを指摘する。戸田はこの結果を基に次のように述べる。

「このように考えてみると今後婚姻年齢が次第に上昇するにつれて、三世代以上にわたる直系親が同時に同一家族内に存し得るがごとき場合（m）は次第に少なくなり、たとい家系の永続化を尊重する意識はわが国民から失われなくても、事実上家族的伝統について祖父母が孫の指導者たり得る機会が少なくなり、子孫は父祖が形づくった家族生活の形式に充分親しみ難くなるであろう」（前出：p359）。

そして、戸田は日本の家族の「伝統」というものが存続しているかどうかに関わらず、家族は、その外の条件が整うことによって、それが持つ社会歴史普遍的に固有な結合の性質に基づいて、次第に単純な構成員に収縮し、「最も緊密に融合しやすき関係にある者のみによって構成されるようになる」（前出：p359）と、述べるのである。

4：「伝統」と現在を関係づける二つの視角

さて以上見てきたように、戸田貞三は、日本の家族の「伝統」というものを、結果的に現代の家族の変容の趨勢には影響を与えるものではないと捉えていた。戸田にとっては、家族の結合の一般的特質の方が、家族の実態に遙かに大きく影響するものであると捉えられていたのである。上記ような戸田の方法論と、それによって見えてくる「伝統」のあり方に対して、有賀の方法論やそれによる「伝統」への視角はどのように特徴づけられるであろうか。

有賀の方法論の目立った特徴は、それが事例研究であるということであろう。有賀は、まずある地域に視野を限定することで、そこにおける諸事実の意味を、それに関わる多様な文脈の中で検討するのである。従って、有賀にとって、慣習や観念の「伝統」とは、例えば「封建遺制」等と呼ばれるような、既に無用である、古い時代のその単なる残存ではない。それは当時の人々の生活全体の中で見れば、必ず、何かの意

味を、あるいは機能を持っているものとされるのである。ところで、有賀にとって、社会普遍的と捉えられているのは、「生活の相互扶助」という機能、あるいは意味である。人々の生活は相互扶助なしになりたないののであるが、その形態が、時代によって異なっているのであり、「伝統」的な、同族関係や、組結合も、この相互扶助の一つの形態であるとされるのである⁵。

こうした方法論は、有賀にとって「伝統」というものを、その当時の人々の生活条件の中で、生きて機能しているもの、即ち時代や地域の条件に適合した、合理的なものであると捉えさせた。ところで有賀はこのような「伝統」のあり方を、現代への批判と結合させる。即ち、「伝統」の中にある、人々の生活を成り立たせてきた生活の相互扶助の形を明らかにすることで、そうした適切な相互扶助の形を持つことができないために各々の生活に困難を生じている、と見られる現代生活を、有賀は批判しているのである。

以上のように、戸田と有賀という二人の論者の「伝統」への視角は、それをどのように現在の捉え方と関連づけているかによって、より明らかに対象づけることができるものであった。戸田は、「伝統」を、現代生活において、生活の条件の変化によって消失してゆくもの、そして、それが消失することで、家族という集団本来の性質がより純粹に現れてくるようなものとして捉えていた。一方、有賀にとって、「伝統」とは、人々の生活にとって合理的な形を与えるもの、その時代や地域の条件の中で、人々の生活をよりよく保つためのものであった。それは一方でそうした「伝統」を、むやみに生活の近代的な合理化の障害であるとして廃棄しようとする議論への批判であり、また現代の生活の困難さを、現代の生活条件に適合した適切な生活の形を与えるような何か、現代の「伝統」ともいべき何かの欠如に由来すると見て、それを「伝統」の中に探索しようとする有賀の研究の姿勢にも反映するものであった。

さてここでは、単純に戸田と有賀の二つの「伝統」への視角の、いずれが正しいかという風に考えるのではなく、こうした視角によって、どのように現実が見えてくるのかという点について、具体的な事例を用いることで検討してみたい。

5：近郊農村における「伝統」

ここでは、愛知県西加茂郡藤岡町北一色を例にとって、そこにおける「伝統的」な先祖祭祀のあり方について考察したい。藤岡町は、現在は豊田市などへの通勤圏内に次第に位置づけられるようになった近郊農村であるが、大字として古くからの村の形を残していること、また近年まで人口の流入が比較的少なかったことなどから、比較的「伝統的」とされる祭祀のあり方や意識を見ることができるとは思えないかと考えたので

ある。ただし諸般の事情で調査はまだ端緒についたばかりで中断されている状態であるため、以下は資料と若干の聞き取りに基づくものであり、今後、より詳細な調査を行う予定である。

西加茂郡は、明治11年に郡区町村編成法等いわゆる三新法によって、現在の豊田市（当時拳母村）に郡役所を置いて成立した郡の一つで、藤岡村はその後明治22年の町村制の施行によって成立した三つの村を、明治39年に合併して生まれたものである。筆者が訪れたのはその内の大字北一色であるが、こうした大字は、行政上の都合で成立した町村のもとで、古くからの村域を残すものである。

藤岡村は、山地が多く経営規模が小さいながら、豊田市の紡績工場へ向けた養蚕、また瀬戸市への陶土の出荷などによって現金収入を得る近郊農村であった。戦後から高度成長期には、職場を求めて豊田・瀬戸・名古屋市などの近接した都市へ若年人口が流出している。この間、挙家離村もあって、世帯数も僅かに減少している。しかし昭和40年頃からは、道路網が整備され豊田市などへの通勤圏内に位置づけられたこと、また自動車関連工場が進出したこともあって人口・世帯数共、増加する地域も見られるようになった。同時に農業は兼業化し、副業的なものとなってきている。即ち、近年にいたって、流入人口によって村内の構成が変化すると共に、村の人々の職業やつき合いも変貌してきていると考えられるのである。

さてこうした中で、先祖祭祀のあり方はどのようなだろうか。大字北一色は、北島・洞島・下島の三つの小字からなっており、そのそれぞれが字墓地を持っている。下島墓地は、昭和30年代に移転しているが、この時同族が大体まとまって墓を作っていたのを、一軒一軒に区画をしたという。六地藏の横に無縁墓地が整理されているが、ここには絶家した家や、名古屋や瀬戸・豊田に移住した人々、即ち「世間に出た」まま戻らなかった人々の墓地があるという。

小字の各々が更に島に分かれ、その島が各々5～6軒からなる組に分かれている。葬儀などの折に手伝いなどの差配を行うのは、島の総代であるという。死亡の知らせは、まず組内に回され、それから親戚、大字へと伝えられた。かつては通夜でも、島の人々が念仏をあげたということで、僧侶がお経を読むのは今の住職からである。葬具の多くは毎回組で作るが、葬儀の習俗は組ごとに様々で、施主に聞いてから作るという。穴掘りも組で行い、かつてはねぎらいとして酒一升を振る舞ったが、今ではこれは寺に収めたり売却して島の収入にしている。こうした手伝いは2日から3日にわたり、施主はどんな葬儀でも文句を言えない立場である。だからそれまでの日頃のつき合いのあり方が大切であるという。9割以上が現在でも自宅で葬儀を行っているが、一方で、遠方からの弔問客が多くて駐

車場が足りないから、あるいはこうした「人間関係がしんどい」からと、ホールや火葬場の会場で葬儀をする人もいる。自宅で葬儀を行う場合も、祭壇の設置、弁当や引き物、花等は葬祭業者に頼むか、農協から借りている。

またかつてはホンヤ、シンヤ等の区別があって、葬儀においても、ホンヤはシンヤの葬儀で香典を多く出すとか、ホンヤの葬儀ではシンヤは手伝いに出るとかの慣習があったが、現在ではそうした違いはよく分からなくなっているという。先祖を同じくする家で「大先祖」の命日の法事である「家門法事」を毎年行っているところもあるが、その場合も家ごとに順に法事をまわり持つという。

かつては死者は桶に収めて土葬したが、寝棺になって火葬するようになって、葬儀式を火葬を済ませた後で行うという仕方にして、そのときの儀礼の手順をまだ色々と残しているという。土葬の頃の葬儀は、施主の家の仏間でのうちとむらい、野辺送り、六地藏前での引導・焼香、施主の家での三日供養とお齋と続いた。現在でも、火葬骨を土葬したところに、盛土の周囲に竹をさして囲っておいたり、松などを植えて印としたりする習俗が見られる。埋め墓と詣り墓を別にもうける習俗も、字によっては見られたという。

ところでこうした習俗に対して、現在の住職が、宗教的な観点等から幾つか改革を行っている。先に述べた通夜の読経や、かつて四十九日を葬儀の夜行っていたのを四十九日目に行うようにしたり、また納骨も葬儀の夜ではなくこの時行うようにしたという。こうした改革が受け入れられるのも、僧侶への尊崇が人々の間にあるからであるという。このことは、僧侶は「雲の上的な」人であるから、という言葉で語られた。

6：「伝統」の持続と変容—まとめにかえて

さて以上のような事例から、死者祭祀の「伝統」の持続と変容について、それぞれ次のように考察できるだろう。まず「伝統」の持続という側面について述べるならば、上記のような葬儀や墓のあり方は、有賀が組によって運営される葬儀と捉えた、平出の事例で描き出した葬儀に類似しているように見える。有賀はその事例等をもとに、葬儀を運営する組織のあり方に、人々の日常生活を扶助する生活組織が反映しているとして、分析を行っていた。ところが、この藤岡町の事例では、葬儀を運営する「島」と呼ばれる組織は、現在の人々の日常生活を全面的に支える組織とは言えないのである。例えば北一色においては、農業などにおいて助け合うのは、身内同士であり、島の中でゆいのような互助を行うことはないという。そのような点を見れば、少なくとも死者祭祀のあり方に見られるような「伝統」は、現在では生活上の互助組織とは独立して存続していると考えられる。それは、有賀のよう

な文化の捉え方、即ち、生活上の互助関係が即ち儀礼上のあり方に反映しているという捉え方の限界を示すものであり、また同時に戸田のような「伝統」の捉え方、即ち社会生活上の変化によって、結果的に変容を被ることはあるが一応「伝統」とはそれとは独立に残存するものである、という見方の正しさを傍証するようにも見える。しかしながらこうした断定を下すには、この島という関係が、人々の生活全体の中でどのような位置を占めているのかをより詳細に調べなくてはならないだろう。というのも、有賀は、人々の生活のほぼ全体を覆うような互助組織のあり方が、儀礼に反映すると捉えていたが、現在の人々の生活は、職業や家族、地域などと相互に独立した多様な関係を結ぶものであり、生活の全面を覆うような組織に所属するということはまずあり得ない。従って、この事例が一見戸田の説の正しさを傍証するようには見えても、実際よく調べてみれば、有賀の説が部分的に正しいような姿が、見えてくるかもしれない。即ち日常生活の何らかの部分で依然として互助関係を結んでいるからこそ、儀礼上の組織としても残存している、とも考えられるのである。

次に、「伝統」の変容、という側面について述べるならば、この事例において変容と考えられるのは、ほぼ三つの主要な点にまとめられると思われる。一つは、火葬の導入に伴う儀礼の変化、第二には、葬祭業者や農協などによる祭壇などの提供や、あるいはホールでの葬儀の実施などの変化、第三は、住職による儀礼の改革である。このそれぞれの点について、変容は、村の外部との接触に由来する側面と、村人の側での生活や心意の変化という側面との二つの側面から捉えられる。

まず火葬の導入は、公衆衛生上の観点などから各自治体単位で行われてきたものであり、村がより広範な行政的な関係の中に位置づけられ、そのあり方により被ることになった変容である。が、その一方で火葬の普及の過程には、村の人々の間でも、火葬の方を土葬よりもよいと捉えるような心意の変化があったのではないかと推測させる。例えばかつて土葬の時には、死者を膝を抱かせて桶に収めたのであるが、火葬の現在では死者は寝棺に収めるので、膝を折ったりなどの作業は必要なくなった。このことは死者も「長く安らかな」姿になってよかったと表現されたりするのである。また第二の点は、村が以前よりそこに巻き込まれて、あるいは積極的に参画してきた、広範な流通経済の発展による変化である。しかしながらこうした変化は、一方で、農業自体の変化や、あるいは人々が次第に農業以外の職業に従事するようになった結果、従来の生活における村などの互助単位を代替、あるいは置換するものとして、村人に受け入れられてきたのではないかと考えられる。また第三の変化は、僧侶が「伝統的に」

村の中で得ていた位置に立脚した改革であり、その点に人々がこれを受け入れる素地があったと考えられる。が、また同時にこの改革は、住職個人の観点によるものとはいえ、村を取り巻く生活上の変化を見越して行われている側面があるのである。例えば、調査当時、寺では墓地を造成し、墓地区画を増加させていたが、これは現在区画が不足しているからではなく、将来の需要増加見込みに基づくものであるということであった。というのも藤岡町は、道路網の整備により、豊田などへの通勤者のベッドタウンという位置づけが次第になされるようになり、実際字によっては、新しい建て売り住宅が立ち並ぶようになってきている。そこで、移住してきた住民が、いずれは墓地を身近に得ようとするのではないかと予測されたのである。この点については、中野区での調査で見たように「家移動」という事態が、藤岡町においても村落のあり方を変容させる程、量的に大きなものとなってきているのではないか、という風にも考えられる。とすれば、この住職の試みは、こうした「家移動」を村の側から吸収し、家々を定着させることで、従来の村のあり方を維持しようとする試みであると言えるだろう。

即ち、以上のようにして、ここで取り上げた事例によって、私たちは「伝統」というものを、一方で、外との接触と、また一方で、人々の個別の生活や心意のあり方という内なる持続や変容の、均衡あるいは妥協として、それを生きる人々にとって見えてくるものではないか、と考察することができる。そこで、今後の調査ではこれを一つの仮説として、近世から近代にかけて、当該村落における生活がどのように展開してきたのかを社会史的に捉えていく一方で、こうした変動が個々人の生活の中でどう生きられてきたのかを個人史として捉えていくということを、課題としたい。

〔注〕

¹日本の「伝統的な家」のあり方については議論のあるところではあるが、ここではとりあえず先祖祭祀の問題に限って取り上げたい。また柳田の家と先祖祭祀の問題に関しては、「先祖になる」ということばで柳田が形容したところの、近代に職業選択の自由が与えられることで、家の傍系成員の家創設の意欲が解放されたという議論があるが、それについては(拙稿「柳田国男の先祖観」【年報社会学論集】)。

²有賀喜左衛門は、モノグラフを用いた日本農村社会学の嚆矢であり、またその家・同族団に関する理論は例えば「家連合」という概念の形成などの点で、後の農村研究に重要な影響を与

えたとされる。こうした有賀の評価については、(蓮見1974)。³ただし有賀の、同族結合と組結合の議論に関しては、いずれかを根幹とするのではなく、各々の村落のその時々の政治経済状況などによっていずれかが表面化するものであるという風に理論化した論文もあるので、ここで取り上げた有賀の日本文化の伝統の捉え方については、有賀の「不幸音信帳にみた村の生活」という論考に限ったものである。少し異なった有賀の理論を示すものとしては例えば(有賀1944)。

⁴戸田貞三は、日本家族社会学の創始者であるとされる。例えば喜多野清一は、「家族構成」の解説に於いて、戸田を「近代社会学的家族社会学の基礎を確立した学者」とであると評価している(戸田1937:p382)。

⁵例えば有賀は、「家制度と社会福祉」という小論で、戦後、進駐軍が封建制の結晶したものとして法的に廃絶させたはずの家制度が、にもかかわらず、頑強に残存していることを指摘し、その残存の根拠を現実の生活条件の中に考察すべきであると述べている。有賀によれば、「家は家族の生活保障をする生活単位」であるが、一方で「それを保護する社会政策の極度に貧弱な政治条件がこれをとりまいていた」(有賀1955:p131-132)為に、人々は家以外に生存の拠り所がなくそれに強く依存したのであり、家が成り立っていくために多様な代償を払ったのであると述べている。

〔引用文献〕

- 有賀喜左衛門、「同族と親族」, 1944, →【有賀喜左衛門著作集X】, 未来社, 1971, p15~78.
- 有賀喜左衛門、「家制度と社会福祉」, 1955, →【有賀喜左衛門著作集IX 家と親分子分】, 未来社, 1970, p127~139.
- 有賀喜左衛門、「不幸音信帳から見た村の生活」, 1948, →【有賀喜左衛門著作集V 村の生活組織】, 未来社, 1968, p201-252.
- 蓮見音彦, 「『家連合』の特質と機能」, 青山道夫・竹田且・有地亨・江守五夫・松原治郎編, 【講座 家族】6, 弘文堂, 1974.
- E. J. Hobsbawm, & T. Ranger, *The Invention of Tradition*. Press of the Univ. of Cambridge, 1983. →【創られた伝統】, 前川啓治, 梶原景昭訳, 紀伊國屋書店, 1992.
- 松本(中筋)由紀子, 「柳田国男の先祖観」, 【年報社会学論集】, 第9号, 関東社会学会, 1996, p107~118.
- 戸田貞三, 【叢書 名著の復興12 家族構成】, 新泉社, 1937→1982.
- 戸田貞三, 「宗門帳に於て観られる家族構成員」, 日光書院, 渡辺萬壽太郎編, 【家族と村落 第一輯】, 1939, p53-82.

〔付記〕この論文の調査地については、本学安藤重和教授にご紹介いただいた。ここにお礼申し上げたい。また、調査、文献収集については、(財)東海冠婚葬祭産業振興センターの助成金を充てた。

(平成11年8月20受理)

表①：老後の扶養に関する希望と移動類型のクロス集計

欠損値 14

上段：実人数 下段：行%	長男と同居 希望	子供の誰か と同居希望	同居しない が子供援助	夫婦二人か 自分だけ	行合計人数 行合計%
移動類型	11	13	6	20	50
定住型	22.0	26.0	12.0	40.0	60.2
流動型	4	9	7	13	33
	12.1	27.3	21.2	39.4	39.8
列合計人数	15	22	13	33	83
列合計%	18.1	26.5	15.7	39.8	100.0

表②：跡継ぎのなかった場合の対応と移動類型のクロス集計

欠損値 24

上段：実人数 下段：行%	養子・婿養子す る	墓だけ血縁者に みてもらう	絶家も仕方がな い	行合計人数 行合計%
移動類型	23	15	8	46
定住型	50.0	32.6	17.4	63.0
流動型	8	11	8	27
	29.6	40.7	29.6	37.0
列合計人数	31	26	16	73
列合計%	42.5	35.6	21.9	100.0